

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「個人型年金における事業主の協力等」です。

第 44 講 「個人型年金における事業主の協力等」

（確定拠出年金法第 78 条 2020 年度版条文集 P184 ほか）

企業型年金が従業員のために事業主が実施する確定拠出年金であるのに対し、個人型年金は、自助努力による老後の資産形成を支援するために国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金です。そのため、事業主は個人型年金の実施について責任を負うものではありませんが、従業員が個人型年金加入者である場合には、事業主も一定の範囲で個人型年金の実施について協力することが求められています。個人型年金における事業主の協力等に関する規定としては、確定拠出年金法第 78 条（個人型年金についての事業主の協力等）があり、この他に確定拠出年金法施行規則第 61 条（個人型年金加入者を使用する企業への書類の提出の請求）などがあります。まず、確定拠出年金法第 78 条をみてみましょう。

第 78 条は、個人型年金における事業主の協力を努力義務として定めた規定です。第 1 項には、厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、事業主が必要な協力をするように努めなければならないこと、及び個人型年金加入者に対して、法令及び個人型年金規約が遵守されるように指導等に努めなければならないことが定められています。

協力等が求められる事項には様々なものがありますが、イデコの公式サイトでは、主なものとして①事業所登録、②個人型年金加入者に関する事業主の証明、③掛金の納付（事業主払込の場合）、④源泉徴収及び年末調整などが挙げられています。

①「事業所登録」に関する協力等とは、個人型年金の第 2 号加入者の勤務先を登録事業所として登録することで、確定拠出年金法施行規則第 61 条に基づくものです。

確定拠出年金法施行規則第 61 条には、その事業所で初めて厚生年金保険の被保険者が個人型年金への加入を申し出る際に、国民年金基金連合会は事業主に対して次の事項を記載した書類の提出を求めることができると定められています。

（a）厚生年金適用事業所の事業主の名称、住所、連絡先

（b）事業主を介して掛金を納付する場合（事業主払込）は、個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称、預金口座の口座番号、当該金融機関に対する届出印

もっとも、民間企業の場合は、事業所の登録として単独の手続きは原則として発生せず、加入申出の手続と一体的に行われます。具体的には、事業所で初めて従業員が個人型年金への加入を申し出る際に、「事業所登録申請書兼第 2 号加入者に係る事業主の証明書」に事業主が必要事項を記入し、これを申出者が加入申出書に添付して、その者が選択する運営管理機関等を経由して国民年金基金連合会に提出することにより行われます。この際、加入を申し出る者が事業主を介して（事業主払込により）掛金を納付することを希望する場合は、（b）に関する事項を加入申出書の所定の箇所に記入する必要があります。これらの提出により事業所の登録が行われ、登録事業所番号が通知されます。

また、事業所の登録は、掛金の納付方法別に行われます。従って、既に個人払込で事業所登録が行われている場合でも、その後、事業所で初めて従業員が事業主払込で個人型年金への加入を申し出たときには、事業主払込で事業所登録をする必要があります。なお、事業所登録書は、第2号加入者に係る事業主の証明書を兼ねているため、②に述べるように、登録後も従業員が個人型年金への加入を申し出る場合などに用いられます。

これに対し、公務員など共済組合員が個人型年金に加入を申し出る場合には、事前に事業所登録を行う必要があります。

②「個人型年金加入者に関する事業主の証明」に関する協力等とは、従業員が第2号加入者である場合に、厚生年金保険の被保険者に該当することや企業年金制度への加入状況などについて事業主が証明することで、これにより拠出限度額の確認などが行われます。事業主の証明が必要になる場面としては、従業員が個人型年金への加入の申出をするとき、個人型年金加入者が入社したとき、年に1回現況確認が行われるときが挙げられます。これらの事業主の協力等を努力義務として直接定めた規定はありませんが、確定拠出年金法施行規則第39条第2項、第45条などにより個人型年金加入者に対して事業主の証明を提出することが義務付けられていることから、加入者が法令を遵守できるように業主に対して協力等が求められているといえます。

従業員が個人型年金への加入を申し出るとき、個人型年金加入者が入社したときの事業主の証明は、前述の「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」により行われ、書類の提出自体は従業員が行います。この際に、他にも提出が必要な書類があれば、その旨を従業員に伝えることも事業主に求められる協力等の1つとされています。

これに対し、年1回の現況確認に係る事業主の証明は、「第2号加入者の届出書（事業主取りまとめ）兼第2号加入者に係る事業主の証明書」（現況届）により、原則として記録関連運営管理機関ごとに取りまとめたものを事業主が提出します。

③「掛金の納付」に関する事業主の協力等とは、第2号加入者が事業主払込で掛金を納付することを希望した場合に、事業主が納付に係る事務を行い、掛金を納付することです。これは、確定拠出年金法第70条第3項により、事業主は正当な理由なく事業主払込を拒否してはならないことが定められていることに基づくものです。「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」でも、個人型年金加入者が事業主払込により掛金を納付することを希望しているにもかかわらず、事業主がこれを拒む場合には、その理由を記載することになっています。

④「源泉徴収及び年末調整」に関する協力等とは、個人型年金の加入者掛金を考慮して源泉徴収及び年末調整を行うことです。これは、個人型年金の加入者掛金が小規模企業共済等掛金として、源泉徴収及び年末調整の控除対象となることによるものです。ただし、毎月の源泉徴収の段階で控除するのは第2号加入者が事業主払込で掛金を納付している場合のみです。年末調整については、個人払込でも、個人型年金加入者から事業主に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が提出された場合には控除します。この事項に関する事業主の協力等については、所得税法等に基づいて定められる源泉徴収事務の取扱い等を遵守することが求められます。

なお、前述のように、確定拠出年金法上、事業主の協力等は努力義務となっていますが、確定拠出年金法第78条第2項により、国は事業所に対して必要な指導及び助言を行うことができることが定められています。従って協力等に応じない場合に直ちに罰則等が適用されるものではありませんが、協力等に応じるように指導等が行われる可能性があることが示唆されています。

事業主の協力等については、確定拠出年金法上は「個人型年金に必要な協力」や「個人型年金加入者が法令等を遵守する」ための指導や助言と定められていることから、内容が限定されるものではありませんが、主な事項である①～④については具体的な内容を理解しておく必要があります。

今回は、「個人型年金加入者の届出」です。

※記載内容は2021年4月1日現在の法令に基づくものです。